

## セイセルの「フランス大君主国」について

毛織, 大順

<https://doi.org/10.15017/1311>

---

出版情報 : 法政研究. 23 (2), pp.1-14, 1956-03-30. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## セイセルの「フランス大君主国」について

毛 織 大 順

一、まえがき 二、本論 三、むすび

絶対主義又は絶対王政は、封建制から資本制への過渡期に成立する国家形態であり、封建的分権制の再編成された中央集権制国家であり、最後の封建国家である。そこでは、生産関係は依然として封建的であり、基本的階級は領主と農民とである。

フランス絶対主義は、第十六世紀の末葉に宗教戦争が終熄してから、アンリ四世(ブルボン王朝)の治政下で成立した。その成立以前に於ても、大領主であり、大大名であった国王は、名実共に国王となろうとして、権力の集中化に向って邁進した。かような傾向はかなり早くから見られたが、ルイ十二世もそうであった。このルイ十二世の政策をジャスティファイした代表的イデオログがセイセルであった。以後の絶対主義政治思想の発展は彼の体系の修正や反覆であった。従って、第十六世紀のフランス政治思想の発展をあとづけようとする人は、セイセルの「大君主国」の研究から始めるにしくはないと言われる所以である。

セイセルはサヴォイの旧家に生れ(一四五〇年)、パヴィイ(Pavie)大学で法学を修め、一時トリノ大学の教授となった。枢機官ダンボワーズ(Cardinal Georges d'Amboise)に認められてフランスへ呼ばれ、ルイ十二世によつ

て *maitre de requête* に任命され、後にマルセイユの司教となり、更に大司教となってトリノに帰り、そこで歿した（一五二〇年）。彼は法、政治、倫理、宗教、歴史等に関して多くの著作をもしたが、その代表的著作は、死亡の前年に著わされた「フランス大君主国」(La Grande Monarchie de France, 1519.) である。本稿ではこれを取上げ、簡単に紹介したい。

(1) Allen, A History of Political Thought in the Sixteenth Century, London, 2nd. Ed., 1941, P. 275.

Cf. Church, Constitutional Thought in Sixteenth Century France, Harvard Univ. Press, p. 22.

## 二

### (一) 国王の性格

「人民の父」と呼ばれたルイ十二世の熱烈な崇拜者<sup>(1)</sup>であったセイセルの「大君主国」の主要な目的は、国家の理論的考察ではなくして、ルイ十二世の治政の称讃を通じての、若いフランソワ一世の教育であった。「大君主国」は、いわば、フランス製君主論であったが、彼の国王は、冷酷無情な、利己的、打算的な国王ではなくして、温情的な国王であった。しかし、マキアベリの君主論が公にされてからは、フランスの宮廷でも、マキアベリが好まれた。後に、ボーダンが国家論を書いた動機の一は、国王に不正と不信心とを教えるマキアベリズム<sup>(2)</sup>を追放して、フランス王国を君主制の本道に立ち帰えられること<sup>(3)</sup>にあった。

上述のように、セイセルの主要な目的は、若い国王を教育することであって、国家の理論的説明ではない。従って、正面から国家の概念規定などというものはなされていないけれども、彼の言葉を総合すれば、国家とは社会集団(階級)のミラミッド的複合体である。これは封建国家であったフランス王国の実体を端的に表明するものと言えよう。国王は階層的構造の中で頂点を、各集団は夫々の地位を占め、そして全体の生活に必要な機能を営む。一般的に

言つて、当時の思想家達は、多くの個別的であるが相互依存的な器官からなり、単一の頭脳によって指導される人体と国家とを好んで比較対照した。例えば、ラ・ペリエールに拠れば、国家は個人、家族、ギルド、身分の複合的综合体である。そこでは、各自は夫々特殊の地位を占め、且つ全体の生活にとって必要な機能を営む。(Guillaume de La Perrière, *Le miroir politique*, p.164.) 又、ボーダンに従えば、四肢が各々その機能を果す時は、身体全体が健康であるように、家族が正しく支配される時は、国家は正しく支配されるであろう。(Republique, p.8.)

さて、社会集団(階級)は三種類の身分からなる。貴族が第一身分を、官吏、商人が第二身分を、農民、手工業者が第三身分を構成する。第一身分としての貴族は、国王と王国との藩屏であるから、特権や特典を享受すべきである。例えば、武装権や人頭税その他の租税の免除を有する。そして、上級貴族は、王族と並んで、高い官職に就任し得る。下級貴族は国王の軍隊の指揮官、地方総督、代官、奉行等に就任し得る。セイセルに従えば、貴族は最も恩顧を受けた身分である。それは国家の維持に於ける最も重い任務と他の身分に対する優越とに正比例する。(Grande Monarchie, pp. 14a~15b.) この点で、セイセルが貴族主義者と言われ、後期の絶対主義思想家(例えば、ラ・ペリエール)から不徹底であるとして批判された。第二身分としての官吏や商人は、あるいは司法、財政等の国家事務を司り、あるいは商業によって国富を増大させる。第三身分は農業及び手工業に従事する。彼等は国民の中の大多数を占めるから、武芸に熱達すべきでなく、彼等の仕事で満足すべきである。しかし、国家に功勞あるものは第二身分へ登り得る機会が与えられねばならぬ。(Ibid. dp. 16a~b.) 僧侶はすべての身分の出身者を包含するから、特別の身分を構成しない。(Ibid. p. 14a, p. 17b.) これは僧侶を第一身分に含ませない彼独特の見解である。

国王は、階層的構造の頂点を占め、超階級的、中立的存在として、裁判権を通じてすべての階級の利害の裁定者であり、国家の秩序と平和との維持者である。換言すれば、国王の第一の義務は、一の身分による他の身分の侵害を防

止することによって、国内の秩序を維持することである。国王は、貴族に、彼等の武力によって商人を抑圧することを許してはならない。逆に、商人は貴族に対する訴訟を強行することによって、又、奢侈への嗜好を利用することによって、貴族を窮乏させてはならない。そして、両者共に、一般民衆を不当に抑圧してはならない。(Ibid. pp. 38a~44b, pp. 43b~44a.)そして、フランス王国が破滅しないためには、すべての身分を良好な一致和合の中に維持しなければならぬ。(Ibid. p. 36b.)かような見解はラ・ペリエールによって繰返えされた。即ち、社会的不安動揺は国家の瓦壊の主要な原因である。何故ならば、それは国内の秩序を破壊し、多くの構成分子間のデリケートな均衡を失わせるからである。従って、国王は確立された法を維持しなければならぬ。(6p. cit. p. Op.)セイセルの右の見解は、ラ・ペリエールのそれについても言えるのであるが、国王の階級の本質を明かならしめるどころか、国王を超階級の外衣で蔽い隠すものであった。

### (二) 王権とその制約

上述のように、国王は超階級的存在として、裁判権を通じてすべての階級の利害を裁定し、国家の秩序を維持する。セイセルは、王権の具体的内容については詳細に述べずに、王権を裁判権として把握した。即ち、彼にあっては、王権は裁判権を以て集中的に表現された。彼以後に、例えば、グラッサイユ (Charles de Grassaille, *Regalium Franciae, libri duo: jura omnia et dignitates christianissimi Galliae regis continentes*, pp. 41~61; 63~64; 66~67; 220~226.)やボーダン (Op. cit. pp. 147~174)によつて、王権は、あるうは「主権の特徴」、あるうは「主権の真の特徴」というタイトルの下で、具体的に説明されるようになった。しかし、ボーダン以前には、主権の第一の、最重要なメルクマールは裁判権とされ、ボーダンによってはじめてそれが立法権であるとされるに至った。ところで、セイセルに従えば、国王は、最高の裁判官として、各人に義務を与え、各人の権利を保護し、以て国家の秩序を維持する。裁判を行うことは、本當に国王にふさわしい任務である。(Grande Monarchie, pp. 33a~33b.)

セイセルは、ガリカニスムの長い伝統に従って、いかなる間接的媒介もなしに、神による直接的裁可の中に、王権の窮極の源泉を見出した。(Ibid. pp. 29a~29b ; 33a.) しかし、彼は国王個人と国王の地位乃至は権力とを區別して、後者の神による裁可を主張した。<sup>(iii)</sup> 同じくガリカニスムの立場に立ちながら、ボーダン<sup>(iv)</sup>は、神権説に拠って王権を根拠づけ、神聖化しようとはせずに、むしろ、家長権の拡大、発展として歴史的に根拠づけようとした。しかし、ボーダン以前に於ても、例えば、グラッサイユ<sup>(v)</sup>に於ては、国王個人と国王の地位乃至は権力とが同視された。(Op. cit. pp. 63~64.) 一般的に言えば、第十六世紀の末葉になって、極端な絶対主義思想が現われた時、両者は同視され、国王は神から選ばれた個人、現人神、生きている法と看做されるに至った。例えばセルヴァン(Louis Servin, *Vindictiae secundum Libertatem ecclesiae Gallianae*, p. 205.) やピロン(Pierre de Belloy, *De l'autorité du roi et crimes de lèse-majesté qui se commettent par Ligue*, pp. 2b~15a.)等がそうであった。

さて、窮極的には神に源をもつ王権は、然らば、全能であろうか？否である。セイセルに従えば、王権は次のような三の制約に服する。

王権に対する第一の制約は宗教である。宗教は王国の最も貴重な財産である。(Ibid. p. 33a.) それは正義と公正との規準であり、上は国王から下は人民に至るすべての人間への規準であり、彼等の生活の明確な指針である。従って、正しい統治という使命に忠実な国王は、王権の行使に際して、常に宗教によって教導されなければならない。神法とキリスト教とに従って生活する国王は、暴君的所為を行うことを得ない。(Ibid. pp. 10b~11a.) この点で、宗教を無視することを敢えて辞さないマキアベリの君主と根本的に対立する。

次に、第二の制約は正義である。上述のように、王権の本質は裁判権である。しかし、国王は、仮令彼が最高裁判官であるとしても、裁判そのものによって制約される。何故ならば、正義の宣言である裁判は、法的には、裁判する

人をも裁判される人をも、共に拘束するからである。換言すれば、国王は法に従って裁判するよう拘束され、人民は法に従って下された判決に服するよう拘束されるからである。又、国王は司法機関によって制約される。国王が人民の権利を侵害する場合に、救済を与えるのは高等法院 (Parlements) である。高等法院は正義を行い、国王の絶対権力を制約するために設立された。そして、高等法院は、設立の当初からすぐれた人物で構成されていたので、国王は分配的正義に関しては、常にその決定に従った。(Ibid. pp. 11b~12a.) ある論者は、国王が最高の行政権を有するという。しかし、国王の行政権でも、民権を侵害することを得ない。例えば、国王の官吏が不正な王令を執行した場合には、彼は王令だからといって責任を免れることを得ない。彼は執行した命令とは無関係に、法と正義とに照らし、法廷によって処断されるであろう。(Histoire d'Appian Alexandrin, trad. par Seyssel épitre.) 又、他の論者は、国王は人民の請願に対する回答権を有すると言う。しかし、国王は回答の際に、民権を侵害することを得ない。民権の侵害を防止するために、国王の回答状は高等法院に於て審査されるであろう。(Grande Monarchie, p. 12a.)

ところで、高等法院の最も重要な権能は法令登録権であった。一体、高等法院は法令の登録を拒否し得るか? この問題をめぐって、国王と高等法院とは抗争し、国王は親臨法廷 (Lit de Justice) に於て登録を強行した。この問題に関して、セイセルは沈黙を守っている。彼以後に於ても、人々の意思は対立した。例えば、ロツピタルは高等法院が登録拒否権を有しないと、これに反してボーダン<sup>(五)</sup>は有するとした。

上述のように、高等法院は重要な機関であるから、裁判官の身分が保障されなければならない。換言すれば、王権に対する高等法院の制約をして実効あらしめるために、裁判官は停年のない終身官でなければならない。そして、裁判官は、国王によって罷免されるべきではなくして、法廷自身の行う弾劾に基いてだけ罷免されなければならない。(Ibid. p. 12a ; p. 34b.) ただし、セイセル自身、裁判官の員数が他国に比して多過ぎることを認めている。(Ibid.

pp. 15b~16a.) 實際、高等法院は、売官制と世襲制とに幸されて、国王の任命から免れ、独立性を保持していた。上述のように、高等法院は、国王の絶対権力を制約するために、設立された機関である。しかし、セイセル自身、他の個所で述べているように、王国のすべての機関は王権から独立した権能を有するものではない。実に国王はすべての機関権限の源泉である。(Ibid. pp. 25b~28a; Histoire d'Appian Alexandrin, épitre.) 従って、論理的帰結として、国王は何時でも授権を撤回し得る訳である。

セイセルは、高等法院と並んで重要な機関であった等族会議 (Etats Généraux) については、ただ一度しか言及していない。彼に従えば、国王は、仮令王権が国務に於ける分割されない権力であるとしても、すべての重要な事項の決定を為すについては、助言によって指導されなければならない。セイセルは、国王の助言者として、Parlement, grand conseil, conseil général, conseil ordinaire, conseil secret を挙げた。はじめの二は司法団体であり、次の二は行政団体であり、最後のものは国家の政策を決定し、そして秘密と迅速な活動とを要する重要な問題を討議する政務団体である。そして、主要な都市の代表の意見を徴するために、assemblée casuelle を召集することは、時としては好都合である。(Ibid. pp. 22b~25a.) これが等族会議に関する彼の唯一の言及であった。これらの団体は、王権から独立した権能を有するものではない。国王に対するこれらの団体の申入れは勧告以上のものではない。最終決定を為し、その決定を実施する権力は、完全に国王にある。(Ibid. pp. 25b~28a.) 従って、等族会議は諮問機関にしか過ぎない。

さて、等族会議の最も重要な権能は課税の同意権であったので、国王の課税権は、等族会議との関連に於て、考察されるのが普通であった。しかし、セイセルは、等族会議についてはごく簡単にしか述べていないし、又、それは諮問機関にしか過ぎないので、国王の課税権の問題は、これを別個に取上げたものと思われる。



セイセルは、国王の課税権はこれを承認するが、重税はこれを否認した。何故ならば、重税は神の好まないところであり、一揆や不安動揺を醸成し、人民をして王国から退去するのやむなきに至らしめるからである。(Ibid. pp. 42a~43b.) 彼は、会計検査院 (Chambre des Comptes) が国王の通常及び特別の支出を検査し、国王の浪費を抑制し得ることを想起させ (Ibid. p.13a) 、そして若し国王が、度重なる戦争にも不拘、減税を可能にしたルイ十二世の例にならうように主張した。(Les Louanges, p.135.) しかし、それは租税の軽減のための勧告にしか過ぎなかった。国王の善意を信じたセイセルは、課税に対する人民の同意権を否認した。国王は、必要とあれば、新しい租税を賦課することを得る。(Grande Monarchie, p. 13a.) 人民は軍務に服し、必要な税金を納める義務を負う。(Ibid. p. 18b.) かくして、彼の理論からは、王権に対する制約が出て来るところか、人民の無制限な義務の可能性が出て来た。実際、フランソワ一世が税制を改革したので、通常税と特別税との区別が撤廃された。その結果、特別税は等族会議の同意を必要とした伝統的理論 (例えば、Philippe de Comminès のような人は、等族会議の課税同意権を主張しながらも、王権と等族会議とを両立させようとした) の意義は殆ど失われるに至った。しかし、宗教戦争によって王権が弱体化した時、右の伝統的理論が復活した。ボーダンも等族会議を諮問機関と看做した。しかし、彼は等族会議に課税同意権を承認した。彼は、私有財産尊重の立場から、地上の国王で自由に人民に課税する権力を有するものではなく、いわんや人民の財産を没収する権力を有するものはない。若しそういう国王があるとするならば、彼は国家を自ら破壊させるであろう。何故ならば、彼は国家の構成員である家族から、その生存の物質的条件を奪うであろうからである。しかし、緊急の場合には、国王は等族会議を召集して、その同意を得る必要はない。何故ならば、人民の福祉は国家のそれと一致するからである。しかし、問題は如何なる場合が「緊急」であるかの判定である。国王自ら判定する限り、緊急の場合を口実として、等族会議の同意権を有名無実ならしめる危険がある。かくして、セイセルに於け

ると同様にポーダンに於ても、人民は王権の専制の下に置かれるに至った。<sup>(六)</sup>

最後に、第三の制約はポリス (police) 適当な訳語がないので原語のまま使用する) である。ポリスの中で最も重要なのは、根本法 (Lois fondamentales) と呼ばれるところのものである。それは領土の不可譲渡の原則とサリ法に従う男系男長子による王位継承の原則とからなる。セイセルは既に第十五世紀に於て主張されていた根本法理論を受容した。第十五世紀に於ける根本法理論の権威といわれるテール・ルージュ (Jean de Terre Rouge, *Contra rebelles suorum regum*) に拠れば、王位の継承は確立された法に従って行われる。その法は恒久的であるから、現に王位にあるものは、自己の意思によってそれを処分することをも、その他のいかなる方法によってであろうとも継承の順位を変更することをも得ない。かくして、王位の継承者は、ただ単に王権の移転に関する確立された慣習に従って自己に与えられた威厳として、王権を受けるに過ぎない。国王は国王統治の継続のために、即ち、空位を避けるために、単に王権を信託されているに過ぎない。国王個人と王位乃至は王権とは別箇のものである。国王は王国に対して如何なる個人的要求をも有し得ないが故に、継承に際してはすべての分割を回避して、完全に継承しなければならぬ。統治者としての国王の義務は、その治世中能力を最大限に發揮して、王権を行使することである。テール・ルージュの見解は、国王が王位の保有者であり、王権の管理者であり、その王権は確立された慣習に基礎づけられているという觀念の上に拠って以て立っていた。従って、根本法を変更することは王権の及び得る範囲外にある。ところが、著者不詳の「サリ法—フランス人の最初の法」 (*La Loi salique, première loi des Français*) は、サリ法がフランク人の最初の王であったフアラモン (Pharamond) に依って制定されたと主張した。国王が根本法の制定者であるというこの見解は、第十五世紀の後半以後次第に有力になって行った。<sup>(七)</sup>

セイセルは右の兩説を結合した。彼に拠れば、国王は根本法によって拘束され、そして、一人の国王から他の国王

への王権の移転は一定の期間信託された威厳である。しかし、根本法は最初は国王によって制定された。そしてそれは  
 仮令最初は国王によって制定されたとしても、永年の慣習を通じて次第に重みを獲得した。(Ibid. pp. 125~13a.)

セイセルは、最初国王によって制定された根本法が今や国王を制約し、王権の及ぶ範囲外にあるという觀念の中に、如何なる矛盾をも感じなかつたようである。根本法に従う国王は、專制的であろう時以上に、人民から尊敬され、服従されるであろうとセイセルは言う。彼は英邁な国王として彼の称讚するルイ十二世がそうであつたと確信し、そして若い国王フランソワ一世も亦そうあつて欲しいと期待したのであろう。

根本法の觀念は、第十六世紀を通じて、思想家達の中で伝統的にウェイトを有していた。セイセルより少し後期の人で、絶対主義的傾向の強いグラッサイユでさえ、サリ法が王国全体を拘束する法律や命令を与える国王の権力によって最初は制定されたけれども、それが長い慣行や慣例を通じて千鈞の重みを獲得したと述べて、セイセルの言葉を反覆した。(Op. cit. p. 237, p. 252.) グラッサイユと同じ思想傾向を有するシャヌヌウ (Barthélemi de Chassen-euz, *Catalogus gloriae mundi*, p. 111; *Constituciones ducatus Burgundiae*, pp. 112~114.) も同様であつた。ボードンは、国王が「法律からの自由」(Igitur solutus)を有するとしたが、根本法に拠つて主権の正統性を説明し、主権を単なる実力から區別し、更に国王統治の正統性、合理性を主張した。しかし、第十六世紀の末葉になつてからは、事情が一変した。即ち、宗教戦争の末期に、ユグノーを率いていたブルボン家の有力な対抗勢力であつたギーズ家によって指導されていたリーグは、一五八八年のブロワの等族会議に於て、フランス王はカトリック教徒たるべしとの原則が王国の根本法である旨を宣言し、アンリ・ド・ブルボン(一五八九年登位してアンリ四世)ブルボン王朝の始祖となつた)が王位継承権を喪失し、彼の全財産が没收されること、ユグノーはフランソワ一世やアンリ二世の勅令によって処罰されること、新教の煽動者に対しては嚴重な手段がとられること等を要求した。リーグの主張はアン

リ四世の登位後も続けられた。フランス王国ではカトリック教が伝統的に盛んであるという事情を考慮すれば、リーグの右の主張はユグノーであったアンリ四世に心理的な重圧を与えた。これと呼応して、ローマ法王は、教権の俗権に対する優位を主張し、そしてシキスト五世はアンリから王位継承権を剝奪する旨を宣言し、グレゴワール十四世はアンリを支持するすべての僧侶を破門し、かつスペインと共に、リーグに武力援助を与えた。従って、王党派はアンリの王位継承をジャステイファイすると同時に、フランスに対する法王はじめ外国の内政干渉を排除しなければならなかった。このためには、彼等は神権論が最も有力な武器であることを知った。例えば、ベロワに抛れば、肉体が精神によって活力を与えられるのと全く同様に、国家は主権者によって生命を与えられる。(Op. cit. p. 21b.) 国王は、神を讃え神に仕えるために、その主権を直接に神から授けられ、常に神によって導かれる。人民は国王を地上に於ける神として、彼に服従しなければならぬ。(Ibid. pp. 4b~15a; Moyens d'abus, entreprises et nullités du rescrit et bulle du pape Sixte V, pp. 2~3.) として、国王は根本法に従って、神によって任命される。(Apologie catholique) ベロワは「神に依って任命される」という点を強調した。セルヴァンも同様であった。(Op. cit. p. 186, p. 205.) 彼等にとっては、国王は神から選ばれた個人、現人神、生きている法、無謬の存在となり、そして、王位継承権は国王の個人的権利となった。かくして、サリ法は継承の順位を定める単なる規準にしかすぎなくなり、それが王位継承に関して有していた伝統的意義は失われるに至った。<sup>(八)</sup>

次に、ポリスは、根本法の外に、社会集団の権利を包含する。上述のように、国家は社会集団の階層的複合体であって、各社会集団は、その中で、夫々の地位を占め、そして全体の生活に必要な機能を営む。社会集団、即ち身分は、その占める地位や営む機能に応じて権利を有する。(Grande Monarchie, p. 13b.) 国家を構成する各身分の権利を保護する法はポリスの一部分をなし、王権の及び得ないところにある。そして各身分は他の身分の権利を侵害して

はならない。それどころか、相互に協力して、国家の繁栄、名譽、偉大を計らなければならぬ。他方、国王は各身分の利害を調整して、国家の秩序を維持しなければならぬ。(Ibid. pp. 38a~40b; 43e~44b.)そして、確立された秩序を維持する最善の手段として、国王自身も各身分の権利を尊重しなければならぬ。(Ibid. p. 36b.) セイセルは、国王が戴冠式の際に行う宣誓の中に、確立された法と慣習とを維持し、遵守しなければならぬ国王の義務を見出した。(Ibid. p. 36a.)

かように、セイセルは権利の保障を慣習法の中に見出した。即ち、慣習法は王権を以てしても手を触れ得ないものである。しかし、国王は、王国の立派な慣習や法令を維持しなければならないから、最早適用されなくなったものを、必要に応じて、修正又は廃止し、新しいものと取替える。(Ibid. p. 19b.) セイセルは、限定的にはあったが、法令や慣習の改廃権を国王に承認した。彼は、課税権や根本法の場合と同様に、国王の善意を信頼したのであるが、論理的帰結として、国王は「必要」を理由として法令を改廃することが可能となる。かように、王権の制約に関する理論そのものの中に、王権の絶対化への突破口が隠されていた。

その後、時の経過と共に、立法権が重視されるようになったが、それでもボーダンまでは、国王は裁判官として把握され、立法権は裁判権に附随する第二義的なものとされた。例えば文字通りボーダンの同時代人であるロツピタル (Michel de L'Hôpital, Harangue~1561. 6. 18~Oeuvres I, p. 424; Harangue~1561. 3. 21 ~ I, pp. 450~451; *Traité de la réformation de la justice, Oeuvres III, p. 38.*) やル・キャロン (Charondas Le Caron, *Pandectes, p. 2, p. 101.*) 等もそうであった。社会の変動によって最早適用され得なくなった旧法や旧慣は、改廃されなければならぬ。ル・キャロンに従えば、法令を改廃、制定し得るものは国王を措いて他にはない。すべての法令は主権に依存する。主権者たる国王は王国のすべての法律、命令、慣習を制定し破棄することを得る。(p. 101.) それにも不拘、彼に於ては、主権の主要な第一の特徴は、最高の裁判権であって、立法権は第二義的なものであった。(p. 2.) ボーダ

ンに於てはじめて、国王は裁判官としてではなくして立法者として把握され、立法権は最も重要でかつ第一の国王大権とされるに至った。国王は、何人の同意をも得ることなく彼の欲するところに従って、法令を制定改廃することを得る。しかも彼は法からの自由を有する。そして慣習は、国王の承認する場合にだけ、その効力を有するにすぎない。従って、慣習法的に保障されていた人民の諸権利は、国王の意思如何にかかわらしめられるに至った。かくして、その論理的帰結として、人民は無権利状態に置かれる可能性が生じた。その後、ポーダンの立法主権論と神権論とが結合され、王権は益々強化され、それに反して民権は益々窒息させられた。<sup>(九)</sup>絶対主義の下では、人民が重い負担を課されるばかりで、無権利状態に置かれていたことは歴史の示すところである。

(一) セイセルがルイ十二世を称讃した著作は、『Les Louanges du bon roi de France, Louis XII, de ce nom, dit père du peuple, et de la félicité de son règne』(1508) 『La victoire de Louis XII contre les Vénétiens』(1508), 『Histoire singulière de Louis XII』(1508) 等である。

Cf. Allen, op. cit. p. 278, note 3. (旧主に対するセイセルの称讃は無制限であったとマレンは書いてゐる) ; Church, op. cit. p. 22.

(二) 拙稿「歴史主義」(政治学講座Ⅲ)二二頁—二五頁、全「ポーダン—最良の国家形態論」(熊本大学—法文論双第七号)二頁—二三頁

(三) Lewin, Claude de Seyssel, 1933, pp. 57~60. cf. Church, op. cit. p. 24. (チャーチも同意見) ; Allen, op. cit. p. 275. (マレンは反対意見)

(四) 拙稿「歴史主義」二八頁

(五) 全三二頁—三三頁

(六) 全三一頁—三二頁

(七) Lemaire, Les lois fondamentales de la monarchie française d'après les théoriciens de l'ancien régime, 1907, pp.

54~62 : Potter, *The Development and Significance of the Salic Law of the French*, *English Historical Review*,

L II (1937), pp. 235~253.

(八) 前掲拙稿四六頁—四九頁

(九) 全三〇—三二頁

三

以上が、簡単ながら、「大君主国」に現われたセイセルの政治思想である。資料の関係上、他の著作を参照し得なかつたので、不完全のそしりを免れ得ない。しかし、「大君主国」は、彼の代表作であるから、本書から彼の政治思想の大体は窺われると思う。

彼は、第十五世紀の後半から第十六世紀の初頭にかけて、一般的に承認されていた理論—即ち、フランス国王は根本法に従って登位すること、国王は王国に於ける最高の存在であつて、神以外には、何人（例えばローマ法王）にも従属しないこと、すべてのフランス人は、国王の人民として彼に服従すべきこと—を受容した。この意味に於ては、彼の獨創性は認められない。しかし、彼は、上述の理論を受容して、これを整理し、体系化して、バトンを後期の絶対主義思想家へ渡した。彼等はセイセルを、あるいは修正し、あるいは反覆した。この意味に於ては、彼にフランス絶対主義思想の先駆者としての地位を認めて良いであらう。

(一九五六・一・二七)